

## 環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件

### ○環境省告示第十九号（平成十四年三月十五日）

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号）別表2の2のイに掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

なお、平成七年二月環境庁告示第五号（環境基本法第十六条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件）及び平成八年二月環境庁告示第十一号（環境基本法第十六条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準に関する件）は、廃止する。

### 別表

公共用水域が該当する全窒素及び全磷に係る水質環境基準の水域類型の指定

水 域	該当 類型	達 成 期 間	暫定目標(平成16年度)	備 考
千葉港 (別記1の水域)	海域Ⅳ	直ちに達成		
東京湾川(イ) (別記2の水域)	海域Ⅳ	直ちに達成		
東京湾(ロ) (別記3の水域)	海域Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 1. 2mg/l	東京湾水域
東京湾(ハ) (別記4の水域)	海域Ⅳ	直ちに達成		
東京湾(ニ) (別記5の水域)	海域Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0. 5mg/l 全磷 0. 065µg/l	
東京湾(ホ) (別記6の水域)	海域Ⅱ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0. 43mg/l 全磷 0. 036mg/l	
伊勢湾(イ) (別記7の水域)	海域Ⅳ	直ちに達成		
伊勢湾(ロ) (別記8の水域)	海域Ⅳ	直ちに達成		
伊勢湾(ハ) (別記9の水域)	海域Ⅲ	直ちに達成		伊勢湾水域
伊勢湾(ニ) (別記10の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成		
大阪湾(イ) (別記11の水域)	海域Ⅳ	直ちに達成		
大阪湾(ロ) (別記12の水域)	梅坪Ⅱ	直ちに達成		大阪湾水域
大阪湾(ハ) (別記13の水域)	海域Ⅱ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0. 34mg/l	

(注) 1 千葉港、東京湾(イ)、東京湾(ロ)の全磷、東京湾(ハ)、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び大阪湾(イ)については、引き続き類型Ⅳの基準値が、伊勢湾(ハ)及び大阪湾(ロ)については引き続き類型Ⅲの基準値が、伊勢湾(ニ)及び大阪湾(ハ)の全磷については引き続き類型Ⅱの基準値が維持されるように努めるものとする。

2 備考中の東京湾水域、伊勢湾水域及び大阪湾水域とは、それぞれ環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）別表のこのイ、ロ及びハに掲げられている水域である。

3 別記1から13までに掲げる水域の範囲は、平成13年12月3日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他の物によって表示されたものとする。

(別記)

- 1 千葉県袖ヶ浦市中袖東京瓦斯株式会社袖ヶ浦工場敷地西端から陸岸に沿って東北東方740mの地点と同地点から北方1,100mの地点(北緯35度28分52秒、東経139度58分21秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方13,100mの地点(北緯35度34分29秒、東経140度3分36秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北北西方3,400mの地点(北緯35度36分15秒、東経140度3分0秒)を結ぶ線、同地点と千葉中央地区埋立地北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(千葉港)
- 2 木更津港旧軍用防波堤、同防波堤南端と同港防砂堤東端を結ぶ線、同防砂堤、木更津防波堤、同防波堤西端と千葉県君津地区埋立地北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾(イ))
- 3 菊田川河口左岸から陸岸に沿って東南東方430mの地点と同地点から南南西方2,200mの地点(北緯35度38分18秒、東経140度0分30秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南西方16,100mの地点(北緯35度31分10秒、東経139度54分24秒)を結ぶ線、同地点と同地点から西南西方16,600mの地点(北緯35度26分48秒、東経139度44分48秒)を結ぶ線、同地点と横浜市金沢区福浦三丁目南東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾(ロ))
- 4 神奈川県横須賀市住友重機械工業株式会社横須賀製造所敷地南東端と同市箱崎町北端を結ぶ線、同市吾妻崎と同市泊町北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾(ハ))
- 5 東京湾第一海ほ西端と神奈川県横須賀市旗山崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、千葉港、東京湾(イ)、東京湾(ロ)及び東京湾(ハ)に係る部分を除いたもの(東京湾(ニ))
- 6 東京湾第一海ほ西端と神奈川県横須賀市旗山崎を結ぶ線、神奈川県三浦市剣崎と千葉県館山市洲崎を結ぶ線及びこれらの線の間にある陸岸により囲まれた海域(東京湾(ホ))
- 7 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(伊勢湾(イ))
- 8 旭防波堤、同防波堤東端から東防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から霞ヶ浦防波堤(工事中の区域を含む。)南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から揖斐川右岸導流堤南端へ向かって700mの地点(北緯34度59分6秒、東経136度41分22秒)まで引いた線、同地点から三重郡川越町大字亀崎新田字町屋八六番地の六東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(伊勢湾(ロ))
- 9 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの(伊勢湾(ハ))
- 10 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの(伊勢湾(ニ))
- 11 兵庫県神戸港和田岬灯台と同港第一防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港第一南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と同県ポートアイランド埋立地南端を結ぶ線、同港第八防波堤、同防波堤東端と同地点から東北東方9,200mの地点(北緯34度40分20秒、東経135度21分11秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東1,600mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南方12,200mの地点(北緯34度33分12秒、東経135度22分52秒)を結ぶ線、同地点と大阪府阪南港阪南四区北防波堤基部から同防波堤に沿って300mの地点を結ぶ線、同防波堤、同港阪南六区埋立地南端と同港阪南五区埋立地西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域(大阪湾(イ))
- 12 兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東5,700mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方12,600mの地点(北緯34度32分54秒、東経135度16分44秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南南東方9,000mの地点(北緯34度28分4秒、東経135度18分1秒)を結ぶ線、同地点と大阪府貝塚市近木川河口左岸を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、大阪湾(イ)に係る部分を除いたもの(大阪湾(ロ))
- 13 和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県淡路島生石鼻を結ぶ線、同島松帆崎と兵庫県明石市朝霧川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、大阪湾(イ)及び大阪湾(ロ)に係る部分を除いたもの(大阪湾(ハ))